

## プロダクト関連契約書の更新について

Product Manual および Payment Schedule が更新されました。主な変更点は下記のとおりです。詳細は各書面をご確認ください(Payment Schedule は[こちら](#)、Product Manual はクライアントサービスまでお問い合わせください)。

- SOR サービス提供にかかる諸規定の追加
- Chi-Select マーケットデータ関連プロダクト料金の変更
  - Chi-Select マーケットデータ・セッション料金
  - Chi-Select マーケットデータ・ライセンス料金
- Direct Data Clients 向けマーケットデータ・セッション料金の導入

参加証券会社の中には、当社マーケットデータの直接取得を希望する最終顧客に対して、データフィードをそのままの形式で提供するニーズがあります(当該最終顧客を”Direct Data Clients”とする)が、当該ケースの明確化のために、Direct Data Clients の取り扱いは以下の通りをお願いします。いずれの場合も料金は従来通りです。

- Direct Data Clients が Consumer Firm として契約書の確認および注文書を提出
- 参加証券会社が Direct Data Clients に代わって契約書の確認および注文書を提出。その場合は、注文書にその旨を明確化すると共に、契約書の中身を当該 Direct Data Clients に周知すること
- 遅延マーケットデータ・ライセンス料金の導入

遅延マーケットデータの取得を希望する顧客用にライセンス料金を導入します。但し、リアルタイムデータを当社より直接取得している場合は免除されます。

以上